

第 14 回 定例農業委員会議事録

令和 6 年 9 月 5 日（木）午後 2 時 0 0 分より、市役所本庁舎 8 階 大会議室において、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

出席委員（17 名）

1 中津 正三	8 清水 峰幸	
2 佐竹 静	9 林 新太郎	16 三輪 則夫
3 棚橋 新一	10 高橋 正彦	17 辻元 政博
	11 高橋 滋	18 高橋 美和子
5 森 千尋	12 下野 一郎	19 岡本 敏美
6 吉田 和郎	13 田部 恵	
7 柳瀬 美穂	14 吉田 幹夫	

欠席委員（2 名）

4 岩井 豊太郎		
15 桐山 文子		

その他の出席者（5 名）

安藤事務局長	三浦課長	長谷川主事
竹中事務局次長	堀主幹	

傍聴人 1 名

議案

議案第 6 2 4 号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第 6 2 5 号 土地現況確認申請について

議案第 6 2 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 6 2 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

報告第 1 4 号 農地法第 4 条、第 5 条の規定による届出関係、その他報告事項について

議長

ただ今から、第14回定例農業委員会を始めたいと思います。

本日の議事録署名者に、8番 清水委員、13番 田部委員の両名の方をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議がないようですので、ご両名の方をお願いしたいと思います。
では、ただ今から議案審議にはいります。

議案第624号、農地転用事業計画変更承認申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局

議案第624号、農地転用事業計画変更承認申請について、説明させていただきます。

1件提案されております。

当初事業者が、砂利採取を目的として一時転用の許可を受けましたが、近隣農地について、新たに砂利採取を目的として賃貸借することとなり、事業計画変更の申請がなされたものでございます。

1番、当初計画明細としまして、賃貸借権によります、田、15筆合わせて、35,898㎡でございました。

2ページをお願いします。

事業計画変更後明細をご覧ください。

一番右の転用目的の欄を上から下に見て頂きますと、一時転用期間毎に3つのブロックに分かれています。上から2つ目のブロックまでが、当初計画から引き続き、賃貸借権による、砂利採取を目的とし、一時転用されるものでございます。

期間につきましたは、再度、転用目的の欄をご覧くださいまして、令和5年10月1日から令和7年3月31日まででございます。

次に、転用目的の欄の、一番下のブロックをご覧くださいますと、こちらが今回新たに砂利採取を目的として、令和6年10月1日から令和8年3月31日まで一時転用されるものでございます。

新たに、賃貸借権により加わる農地は、田、5筆合わせて、

9, 993 m²のうち、9, 929 m²でございます。

以上の結果、変更後の事業計画としまして、砂利採取の目的で、田、21筆合わせて、34, 268 m²に事業計画変更するものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第625号、土地現況確認申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第625号、土地現況確認申請について、説明させていただきます。

3ページをお願いします。

農地法の適用を受けない土地（農地法第2条第1項の農地）の現況確認という形で、申請されたものです。

土地現況確認申請につきましては、1件提案されております。

平成24年施行の「大垣市農地転用後の土地現況確認事務処理要綱」に基づき、農振農用地区域以外の農地で、現況が農地又は採草放牧地でなくなってから20年経過したものであること、または、災害により農地でなくなったものであり、相当程度費用を投じて農地として復旧することが困難であるものについては公的機関が発行する証明書等により農地でない証明で対応できることとなっております。

1 番、畑、4 6 m²で、農家住宅でございます。

1 番の土地の区分につきましては、住宅の用に供する施設が連たんしている区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。当該地には、昭和61年に建築された建物が現存しており、今日に至るまで、農地性を喪失しております。

このことは、法務局備付の建物図面及び建物の全部事項証明書により、当該地に昭和61年に居宅が建築され、かつ農地性を喪失してから20年以上経過していることが確認できます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

・特になし・

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第626号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第626号 農地法第3条関係申請明細について、説明させていただきます。

1件提案されております。今回、提案されております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

1番、使用貸借権によります、畑、715 m²で、ございます。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

—特になし—

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第627号 農地法5条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第627号 農地法第5条関係申請明細について、説明させていただきます。

農地法第5条関係申請明細につきましては、3件提案されております。

1番、所有権移転によります、畑、218㎡で、貸駐車場でございます。農地の区分は、住宅の用に供する施設が連たんする区域内の農地であり、第3種農地と判断します。

2番、所有権移転によります、畑、274㎡で、自動車整備業駐車場でございます。農地の区分は、住宅の用に供する施設が連たんする区域に近接する、規模がおおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であり、第2種農地と判断します。

許可項目は、「申請に係る農地に代えて、周辺の他の土地を供することでは、事業の目的が達成できない場合の転用」に該当します。

3番、先程説明申し上げました、2ページの事業計画変更に係る内容と同じですが、賃貸借権によります、田、5筆合わせて、9,993㎡のうち、9,929㎡で砂利採取でございます。

農地の区分は、農業振興地域内の、農用地区域内農地です。
一時転用による期間は、令和6年10月1日から令和8年3月
31日まででございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

報告第14号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、事務局より報告願います。

事務局 報告第14号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、説明させていただきます。

事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させていただきます。

4ページをお願いします。

農地法第4条関係届出明細については、2件申請されています。

1番、田、370㎡で、農業用倉庫、農家住宅（車庫）でございます。

2番、田、829㎡で、貸駐車場でございます。

農地法第5条関係届出明細については、12件申請されています。

- 3番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、290㎡で、宅地分譲でございます。
- 4番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、1,986㎡で、建設業資材置場でございます。
- 5番、所有権移転によります、田、246㎡で、一般個人住宅でございます。
- 6番、所有権移転によります、田、343㎡で、建設業資材置場でございます。

5ページをお願いします。

- 7番、使用貸借権によります、田、366㎡で、一般個人住宅でございます。
- 8番、所有権移転によります、畑、18㎡で、一般個人住宅でございます。
- 9番、所有権移転によります、田、297㎡で、一般個人住宅でございます。
- 10番、所有権移転によります、畑、2筆合わせて、258㎡で、一般個人住宅でございます。
- 11番、所有権移転によります、田、76㎡で、集合住宅でございます。
- 12番、所有権移転によります、畑、田、4筆合わせて、180.15㎡で、集合住宅でございます。

6ページをお願いします。

- 13番、所有権移転によります、畑、田、4筆合わせて、1,228㎡で、宅地分譲でございます。
- 14番、所有権移転によります、田、793㎡で、分譲住宅でございます。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、説明させていただきます。

農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、2件申請されています。

3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっておりますので、継続証明願いが申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方でございます。

15番、田、2筆合わせて、428㎡でございます。

16番、田、4筆合わせて、3,095㎡でございます。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出明細について、説明させていただきます。

農地法第3条の3第1項の規定による届出明細については、19件届出されています。

農地法の改正に伴い、相続などによる権利取得については、農地法の許可を要しない代わりに、権利取得者が農業委員会に届出をしなければならず、届出がなされたものでございます。

(相続、包括及び特定遺贈、遺産分割、時効取得、法人の合併、分割)

17番、田、3筆合わせて、1,415㎡でございます。

7ページをお願いします。

18番、田、454㎡でございます。

19番、田、宅地(現況:畑)、6筆合わせて、2,353.04㎡でございます。

20番、田、畑、11筆合わせて、5,865㎡でございます。

21番、畑、108㎡でございます。

22番、田、12筆合わせて、9,015㎡でございます。

8ページをお願いします。

23番、田、1,418㎡でございます。

24番、田、98㎡でございます。

25番、畑、田、3筆合わせて、2,608㎡でございます。

26番、田、畑、7筆合わせて、1,022.69㎡でございます。

27番、畑、田、6筆合わせて、4,983㎡でございます。

28番、畑、田、4筆合わせて、773㎡でございます。

29番、田、3筆合わせて、2,297㎡でございます。

9 ページをお願いします。

30番、畑、361㎡でございます。

31番、田、2筆合わせて、2,981㎡でございます。

32番、田、畑、4筆合わせて、987㎡でございます。

33番、畑、田、14筆合わせて、6,485.6㎡でございます。

10 ページをお願いします。

34番、田、2筆合わせて、1,038㎡でございます。

35番、田、8筆合わせて、8,348㎡でございます。

続きまして、事業計画書について説明させていただきます。

事業計画書については、1件申請されています。

電気通信事業者が電気通信のための線路、空中線系若しくは中継施設又はこれらの施設を設置するために必要な道路の敷地に供するために農地を転用する場合、農地転用の許可は要しないことになっており、その代わり事業計画書にて、通知することになっておりますので、提出されたものでございます。

36番、賃貸借権によります、田、2筆合わせて、174㎡のうち、27㎡で、携帯電話アンテナ基地局でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

委員 17番と18番の被相続人、相続人の名前が同じですが

事務局 17番と18番では、被相続人の登記上における名義が異なっておりまして、申請が2件に分けて届出されたためでございます。

議長 他に何かございませんか。

(「なし」の声)

ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願いしたいと思います。

これをもちまして、本日の農業委員会を終わらせていただきます。

午後2時17分閉会

上記のとおり、記載に相違ないことを証明し、ここに署名する。

令和6年10月7日

議長

高橋 滋

議事録署名者

清水峰幸

議事録署名者

田部 真